

木製おもちゃ等貸出し要綱

(趣旨)

第 1 条 本要綱は、多くの人に幅広く「木」を知ってもらうこと、関わってもらうことで、林業・木材産業への理解・関心を深めてもらうため日田市の所有する木製おもちゃ・積み木（以下「木製おもちゃ等」という。）を利用し木育活動を行おうとする者（以下「利用者」という。）に対する貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの手続き)

第 2 条 利用者はあらかじめ、木製おもちゃ等貸出し申請書（様式第 1 号）を日田市長に提出しなければならない。

(貸出しの許可)

第 3 条 日田市長は前条の申請について、第 4 条（貸出しの制限）に該当しないことを確認のうえ、貸出すものとする。なお、同一時期に複数の申込があった場合は先着順とする。

(貸出しの制限)

第 4 条 木製おもちゃ等の貸出しは次の各号に該当すると認めた場合は、これを許可しない。

- (1) 木製おもちゃ等の正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (2) 木製おもちゃ等を個人的に使用するとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (6) 木製おもちゃ等を営利目的で使用するおそれのあるとき。
- (7) その他、日田市長が木製おもちゃ等の使用について不適当であると認めるとき。

(貸出し方法等)

第 5 条 利用者は、日田市から木製おもちゃ等を直接受け取ることを原則とする。また、使用後は責任を持って速やかに日田市が指定する場所へ返却するものとする。なお、貸出しに伴う搬出及び搬入は利用者が行うものとする。

(貸出し期間)

第 6 条 貸出し期間は、原則として 2 週間以内とする。

(貸出し料)

第 7 条 貸出し料は、無料とする。

(報告)

第 8 条 利用者は返却時に木製おもちゃ等貸出し報告書（様式第2号）を日田市長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 9 条 利用者の不注意により木製おもちゃ等を破損・汚損した場合は、利用者は修繕費用等を負担するものとする。

(日田市の責任)

第 10 条 木製おもちゃ等の使用により利用者が受けた被害、又は利用者が第三者に与えた損害に対しては、日田市は一切その責めを負わない。

(その他)

第 11 条

- (1) 利用者は、木製おもちゃ等の使用について別紙の「木製おもちゃ等使用に関しての正しい使用方法」により取り扱わなければならない。
- (2) その他、本要綱に定めのない事項については別途協議すること。

附則

この要綱は、平成 29 年 5 月 10 日から適用する。

一部改正 令和 2 年 11 月 11 日から施行し、令和 2 年 12 月 1 日から適用する。

《木製おもちゃ等使用に關しての正しい使用方法》

- 1 利用者は活動に際して、参加者への取り扱いについての説明や指導員を適切に配置する等、安全管理に十分な配慮をおこなうこと。
- 2 使用中に木製おもちゃ等が破損した場合は、破片に十分注意し、その使用を取りやめ、速やかに日田市に報告を行うこと。
- 3 雨天時は、屋外で使用しないこと。
- 4 活動終了後は木製おもちゃ等の汚れを落とし、数を確認した上で返却をおこなうこと。
- 5 利用者は、第三者に転貸してはならない。

様 式 第 1 号

令和 年 月 日

日 田 市 長 殿

団体等名
代表者名

木製おもちゃ等貸出し申請書

木製おもちゃ等貸出し要綱の規定に基づき申請します。

目 的		
使 用 場 所		
貸 出 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 イベント開催日時 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
申 請 者 (担 当 者)	住 所	〒
	所 属	
	職氏名	
	T E L	
借受物品名	別紙のとおり	
備 考		

様 式 第 2 号

令和 年 月 日

日 田 市 長 殿

団体等名
代表者名

木製おもちゃ等貸出し報告書

木製おもちゃ等貸出し要綱の規定に基づき報告します。

目 的	
使 用 場 所	
貸 出 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 イベント開催日時 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
内 容	(対象、参加人数、詳細な内容等)
備 考	

添付書類：写真、催事等のチラシ等の実績がわかるもの